

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

民 生 環 境 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 藤 原 浩 平

副 委 員 長 赤 木 長 義

1 **開催日** 平成28年6月16日（木曜日）

2 **開催場所** 第4委員会室

3 **審査案件**

- 議案第119号 青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 諮問第13号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第14号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第17号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第18号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第21号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第22号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第15号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第16号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第19号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第20号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第23号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第24号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長 藤原浩平
副委員長 赤木長義
委員 竹山美虎
委員 葛西育弘
委員 藤田誠

委員 里村誠悦
委員 小豆畑緑
委員 小田桐金三
委員 奥谷進

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部理事 小松文雄
健康福祉部長 能代谷潤治
健康福祉部理事 木浪龍太
健康福祉部理事 浦田浩美
市民病院事務局長 安保明彦
環境部次長 高坂俊秋
環境部参事 竹内芳
環境部参事 葛西俊一

環境部参事 秋村信雄
健康福祉部次長 舘山新
健康福祉部参事 加福拓志
健康福祉部青森市保健所副所長 山口朋子
市民病院事務局次長 石岡尊広
市民病院浪岡病院参事 兼平一成
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課副参事 横内英雄

議事調査課主査 柴田聡

○藤原浩平委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 2 件及び諮問 12 件の計 14 件について、ただいまから審査をいたします。

なお、諮問の審査について、当局において関連のある諮問をまとめて説明するため、諮問の順序を入れかえております。

初めに、議案第 119 号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 119 号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

条例の制定理由についてであります。学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、去る平成 27 年 6 月 24 日に学校教育法等の一部を改正する法律が公布、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たに学校の種類として規定されたところであります。

この法律の改正に伴いまして、平成 28 年 2 月 3 日に学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布されまして、この中で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正され、放課後児童支援員の資格要件の一つとして規定しております教諭資格の学校の種類に義務教育学校が、今般加えられたところであります。本条例は、この省令による基準の改正に準じて所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容であります。青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定いたします放課後児童支援員の資格要件について、省令による基準の改正同様、必要となる資格等の一つであります教諭資格の学校の種類として、「義務教育学校」を加えるものであります。

具体的には、2 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本条例で放課後児童支援員について規定しております第 10 条第 3 項第 4 号中に学校の種類が規定されてますが、「中学校」の次に「義務教育学校」を加えるものであります。

本条例の施行期日は公布の日としております。

以上、議案第 119 号について御説明申し上げましたが、委員の皆様には慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○藤原浩平委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 119 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 121 号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 本定例会に提案いたしました議案第 121 号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、改正理由であります。国における平成 28 年度の診療報酬改定に伴いまして条例改正を行うものであります。

診療報酬改定の内容であります。保険医療機関相互間の機能分担及び業務の連携のさらなる推進のため、ことし 4 月から、特定機能病院及び一般病床 500 床以上の地域医療支援病院に対して、患者が紹介状なしに受診した際には、現行の選定療養のもとで定額の徴収が責務とされたところであります。

負担額といたしまして最低金額が設定され、非紹介患者初診料は、医科については 5000 円、歯科については 3000 円とされ、また、再診加算料——これは 500 床未満の他の病院又は診療所に対し、文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当該病院を受診した際に徴収することとなる料金であります。医科については 2500 円、歯科については 1500 円とされたものであります。

次に、「緊急その他やむを得ない事情がある場合」に加えて、「正当な理由がある場合」については負担を求めないとされ、また、条例制定が必要な公的医療機関については、6 カ月間の経過措置が設けられたところであります。

このような制度改正を受けまして、対象病院である青森市民病院においても、今回、条例改正のための議案を提案したところであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げますので、2 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、改正前につきましては、選定療養費のうち非紹介患者初診料のみ税込みで1620円を徴収しておりますが、改正後は非紹介患者初診料、また、新たに設けることとなりました再診加算料ともに定額の徴収が責務とされたことから、国で定めた最低金額に消費税を加えた額といたしまして、非紹介患者初診料は、医科については5400円、歯科については3240円とし、再診加算料は、医科については2700円、歯科については1620円としたところであります。

なお、助産に係る分については消費税非課税となっておりますので、消費税額を除いた金額としております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。

表の中ほどの備考2におきまして、非紹介患者初診料の定義を記載しておりますが、改正後は正当な理由がある場合は納付を求めないとされたことから、そのことを追加したものであります。

また、備考3ですが、新たに設けた再診加算料について、その定義と非紹介患者初診料同様に、正当な理由がある場合は納付を求めないとされておりますので、そのことを追加したものであります。

申しわけございません。1ページにお戻りいただきたいと思っております。

1ページの4番の施行期日であります。今定例会において本議案を御審議していただき、御議決いただいた際には、議会終了後から「広報あおもり」や市民病院ホームページ、さらには院内掲示等の方法によりまして市民の皆様への周知を図り、今年10月1日から実施してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。委員の皆様には、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、竹山委員。

○竹山美虎委員 1点だけ。正当な理由がある場合ですね。例としては、どういうものがありますか。

○藤原浩平委員長 市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 正当な理由がある場合に定額負担を求めなくてもよいとの質問であります。例えば、労働災害であるとか、公務災害、あと例えば、がん検診の結果によって精密検査の受診の指示を受けた場合であるとか、そういう場合を想定しております。

○藤原浩平委員長 ほかに発言ありませんか。はい、葛西委員。

○葛西育弘委員 青森市民病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対意見を述べたいと思っております。

今回の議案は、市民病院に紹介状がなく行った方の非紹介患者初診料を大幅に引き上げようとするものです。市民の生活、命にかかわる医療などの福祉は、誰もが平等に受けることができなければなりません。

仮に、非紹介患者初診料を大幅に引き上げた場合、お金さえあれば最初から市民病院での受診を受けることができ、逆に支払うことができない人は受診できないということでもあります。

たとえ国の政策ではあっても、医療にお金のある、なしによる不平等をさらに持ち込む今回の議案には賛成することができません。

以上です。

○藤原浩平委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 121 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原浩平委員長 起立多数であります。

よって、議案第 121 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 13 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 24 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 12 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道使用料の督促処分及び徴収処分に対する審査請求に係る諮問について御説明いたします。

配付資料 1 をごらんください。

下水道使用料の徴収及び督促事務につきましては、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条第 1 号の規定に基づき、企業局長へ事務を委任し、水道料金と下水道使用料をあわせた納入通知書を送付するとともに、納入期限までに納入が

ない方につきましては督促状を送付しているところです。

このたびの審査請求は、それら下水道使用料に係る督促処分及び徴収処分に対して2名の方からそれぞれ6件ずつ計12件の審査請求が提出されております。

まず、督促処分に対する審査請求につきましては、企業局水道部営業課におきまして、それぞれの審査請求人に対し、平成27年10月分、11月分、12月分の下水道使用料納入通知書を送付したところ、納入期限までに納入されなかったことから、青森市下水道条例第30条の2の規定に基づき、下水道使用料に係る督促状を送付したところ、当該督促処分の取り消しを求める審査請求書が提出されたものであります。

次に、徴収処分に対する審査請求につきましては、先ほど同様、企業局水道部営業課におきまして、それぞれの審査請求人に対し、平成27年11月分、12月分、平成28年1月分の納入通知書を送付したところ、当該徴収処分の取り消しを求める審査請求書が提出されたものであります。

次に、配付資料2をごらんいただきたいと思っております。

まず、督促処分に係る審査請求の要旨につきましては、諮問第13号、第17号及び第21号におきまして、実費徴収が原則である督促手数料を徴収しないこととした青森市下水道条例改正が誤りであること、本件督促状では下水道使用料を完納しているか否かの確認をしていないことを主な理由としております。

また、諮問第14号、次のページの第18号及び第22号におきましては、下水道使用料督促状の経費は下水道使用料滞納者から徴収すべきであること、本件督促状には督促に係る歳入科目が特定されておらず不当であることを主な理由としております。

これらに対する市の見解につきましては、まず、諮問第13号、第14号、第17号、第18号、第21号及び第22号について、処分庁である企業局長からは、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則を含め、関係法令等に基づき行った処分であり、違法・不当なものではないとの弁明がなされております。

また、督促事務の委任につきましては、市の規則に定められているため、企業局長が正当な処分権限を有する者でありますとともに、本件処分に関する事務につきましては、青森市下水道条例第30条の2の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発行するなど、同条の規定のとおり行われていることを確認しております。

次に、諮問第13号の本件督促状では下水道使用料を完納しているか否かの確認をしていないとの主張についてであります。処分庁である企業局長からは、納入通知書に記載した下水道使用料が完納されなかったため、収納が確認されていない旨等を記載した下水道使用料督促状を送付した旨の答弁がなされており、督促状の記載内容から、当該下水道使用料が完納されていないこととして理解できることか

ら、審査請求人が主張する下水道使用料を完納しているか否かの確認をしていないとは捉えられないものと考えております。

また、指定納期限を記載していない本件処分は無効であるとの主張につきましては、処分庁である企業局長からは、平成 27 年 10 月分の下水道使用料督促状の納入期限を平成 27 年 12 月 7 日として送付した旨の弁明がなされており、督促状には、確かに納入期限を平成 27 年 12 月 7 日と記載されていることを確認しております。

次に、諮問第 14 号、第 18 号及び第 22 号の本件督促状は 4 種類の文書から構成されているが、そのうち、水道料金・下水道使用料等請求の御案内の裏面にのみ督促状と記載されているが、これには督促に係る歳入科目が特定されておらず不当であるとの主張につきましては、処分庁である企業局長からは、審査請求人に送付した本件督促状は、4 種類の文書が一体となったものであるが、この様式・記載内容を踏まえれば、歳入科目が特定されていないとは考えていない旨の弁明がなされており、本件督促状を確認したところ、督促状を構成するそれぞれの文書の内容を考慮すると、4 種類の文書が一体となって督促状となっていることが認められ、本件処分が不当であるとは言えないものと考えております。

〔小松文雄環境部理事が督促状を掲示〕

この 4 種類の文書というのは、通常督促状を送りますが、これがこのように 4 つの文書に分かれているということを指しております。

次に、諮問第 17 号及び第 21 号の本件督促状は地方自治法に規定する督促状としての要件を欠くものであるとの主張につきましては、処分庁である企業局長からは、本件督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項を含め関係法令等の規定に基づき作成・送付したものであり、法に定める督促状としての要件を欠いているものではないとの弁明がなされており、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項では、使用料その他の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない旨が規定されていることから、納入期限が記載されている本件督促状は、督促状としての要件を欠いているとは言えないものと考えております。

以上のことから、下水道使用料の督促処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということとは言えないものと考えられますことから、本件各審査請求につきましては、いずれも棄却することが適当であると考えております。

次に、配付資料 2 の 4 ページであります。徴収処分に係る審査請求の要旨につきましては、諮問第 15 号、第 19 号及び第 23 号において、青森市下水道条例で規定している下水道使用料は、下水道法で規定されている原価主義を逸脱し、下水道特別会計を毀損していること、本件通知書は地方自治法施行令で記載すべしとしている項目が記載されておらず違法であることを主な理由としております。

また、諮問第 16 号、第 20 号及び第 24 号におきまして、督促手数料は下水道使用料算定に係る適正原価に含めるべきものではなく、現行の青森市の下水道使用料は違法であること、本件通知書を構成するそのいずれもが、地方自治法施行令の規定を満たしておらず違法であることを主な理由としております。

これらに対する市の見解につきましては、まず、諮問第 15 号、第 16 号、第 19 号、第 20 号、第 23 号及び第 24 号について、処分庁である企業局長からは、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則を含め、関係法令等に基づき行った処分であり、違法・不当なものではないとの弁明がなされており、徴収事務の委任につきましては、市の規則に定められているため、企業局長が正当な処分権限を有する者でありますとともに、本件処分に関する事務につきましては、審査請求人が下水道を使用した事実及びその排水量については争いがなく、また、下水道使用料は、青森市下水道条例第 24 条に基づき算定されていることを確認しております。

次に、諮問第 15 号、第 19 号及び第 23 号の本件通知書は 4 種類の文書から構成されているが、水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書には地方自治法施行令で記載すべしとしている項目が記載されておらず違法であるとの主張につきましては、処分庁である企業局長からは、審査請求人に送付した本件通知書は、4 種類の文書が一体となったものであるが、この様式・記載内容をもって、地方自治法施行令第 154 条第 3 項に規定した要件を欠いているとは考えていない旨の弁明がなされており、通知書を構成する文書の内容からすると、4 種類の文書が一体となって納入通知書となっていることが認められるものと考えております。

また、本件通知書には下水道使用料等と記載されておりますが、下水道使用料等というものは存在せず違法であるとの主張につきましては、処分庁である企業局長からは、下水道使用料等とは下水道使用料と農業集落排水施設使用料のことを指しているものであり、納入通知書のみならず、使用水量のお知らせ等、下水道の利用者、農業集落排水施設の利用者に対して発するものは全て下水道使用料等という記載で統一している旨の弁明がなされており、この取り扱いからすると、本件通知書における「下水道使用料等」との記載が違法であるとはいえないものと考えられ、これらのことを踏まえれば、地方自治法施行令第 154 条第 3 項の規定のとおりであることが認められるものと考えております。

次に、諮問第 16 号、第 20 号及び第 24 号の本件通知書は 4 種類の文書から構成されているが、そのいずれもが地方自治法施行令の規定を満たしておらず違法であるとの主張につきましては、処分庁である企業局長からは、審査請求人に送付した本件通知書は 4 種類の文書が一体となったものであるが、この様式・記載内容をもって地方自治法施行令第 154 条第 3 項に規定した要件を欠いているとは考えていない旨の弁明がなされており、本件通知書を構成する 4 種類の文書を一体としてみ

れば、地方自治法施行令第 154 条第 3 項の規定のとおりであるものと考えております。

以上のことから、下水道使用料の徴収処分は関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということはいえないものと考えられますことから、本件各審査請求につきましてはいずれも棄却することが適当であると考えております。

なお、御審議の参考として、配付資料 3「審査請求に係る口頭意見陳述の内容」、配付資料 4「関係法令」を配付させていただきましたので後ほど御参照くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 質疑はないものと認めます。

各委員から、各諮問について総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。はい、葛西委員。

○葛西育弘委員 今、小松理事のほうからいろいろ説明を受けましたけれども、私は棄却でいいと思います。

○藤原浩平委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 それでは、前回諮問があった時——3月議会と同様に、1つ目に、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 2つ目に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 3つ目に、後日改めて委員会を開催し、作成した答申書（案）の内容を確認することでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 後日委員会を開催する場合、6月21日9時15分から第2委員会室で開催することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第 13 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る

諮問について」から諮問第 24 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 12 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第 13 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 24 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 12 件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第 13 号から諮問第 24 号までの計 12 件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第 13 号から諮問第 24 号までの計 12 件について、市の見解は棄却することが適当とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきものであると決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第 13 号から諮問第 24 号までの計 12 件については棄却すべきものであるとすることに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)